山口市みどりの生活通り推進事業狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路に係る後退用地等を確保し、道路として整備する ことにより、狭あい道路の拡幅を促進し、安全で快適なまちづくりを推進するこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1)建築物等 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 2 条第 1 号に規定する建築物及び法第 88 条に規定する擁壁で敷地を造成するためのものをいう。
 - (2)狭あい道路 法第42条第2項に規定する道路及び建築主事がこれと同等とみなす道路をいう。
 - (3)後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる道路の境界線をいう。
 - (4)後退用地 狭あい道路の現境界線と後退線との間にある土地をいう。
 - (5)建築行為 建築物等を建築し、又は築造することをいう。
 - (6)建築主 後退用地の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者をいう。
 - (7)障害物 広告塔、花壇、樹木、庭石その他の交通上障害となる物をいう。
 - (8)整備 後退用地を狭あい道路の既存部分と同様の形態にすることをいう。 (適用範囲)
- 第3条 この要綱は、建築主が狭あい道路に接する土地において、建築行為をしようとする場合に適用する。この場合において、狭あい道路の後退用地を既に道路として拡幅したもの及びこれに準ずるものとして市長が認めるものを含むものとする。

(事前協議)

- 第4条 この要綱による事業の採択を受けようとする建築主は、あらかじめ、後退 用地の取扱いについて、市長に協議しなければならない。
- 2 前項の規定による協議は、道路後退用地等事前協議書(様式第1号)に次の各号

に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1)土地登記簿の謄本
- (2)公図の写し
- (3)位置図
- (4)建築物等の配置図
- (5)その他市長が必要と認める書類
- 3 建築主は、道路が交わる角敷地においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める隅切り部分の土地の取扱いについて、前2項の規定により、市長に 協議しなければならない。
 - (1)角地の隅角が 60 度を超え 120 度未満の場合当該隅角を挟む辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形の部分の土地
 - (2)角地の隅角が60度以下の場合当該角地の隅を頂点とする底辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分の土地

(境界査定)

第5条 前条に規定する事前協議書を提出した建築主は、速やかに道路敷と建築物の敷地の境界査定を行い、後退線を確定しなければならない。

(寄附等による道路の整備)

- 第6条 市長は、建築行為等に係る後退用地及び隅切り部分の土地(以下「後退用地等」という。)のうち、狭あい道路に接する後退用地等で、境界査定が成立したものについて、寄附を受け、又は無償で使用し、道路として整備するものとする。ただし、市長が寄附等が困難であると認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による後退用地等の整備は、予算の範囲内で行うものとする。 (寄附申出書等の提出)
- 第7条 建築主は、寄附等の対象となる後退用地等について、境界査定が成立した ときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しな ければならない。
 - (1)後退用地等を市に寄附する場合 後退用地等寄附申出書(様式第2号)
 - (2)後退用地等を市に無償で使用させる場合 後退用地等無償使用・整備承諾書 (様式第3号)
- 2 前項の書類には、必要に応じ、市長が別に定める書類を添付しなければならない。 (建築物等の移転又は撤去等)

第8条 建築主は、寄附等の対象となる後退用地等について、境界査定の成立後、 当該後退用地等に存する建築物等及び障害物を移転し、又は撤去して、更地とし なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでな い。

(後退標示杭等の設置)

第9条 市長は、第6条の規定により道路として整備する後退用地の後退線及び隅切り部分の土地と建築物の敷地との境界線に、後退標示杭等を設置するものとする。

(後退用地の整備)

第 10 条 市長は、後退用地等の寄附等に伴う所要の手続が完了した後、後退用地等 の舗装を行い、道路として整備するものとする。

(後退用地の整備の特例)

第 11 条 市長は、連続した敷地の後退用地等で特に必要と認める場所に限り、道路 側溝及び工作物等について整備することができるものとする。

(建築物等の移転又は撤去等の特例)

- 第12条 前条に基づく整備において、後退用地に存する建築物を撤去することが困難であると認める場合、当該敷地内において建築行為が行なわれる際、建築物を撤去するものとする。
- 2 前項の規定を適用する場合、当該敷地の土地所有者は次の各号に掲げる書類を市 長に提出しなければならない。
 - (1)後退用地の寄附についての同意書(様式第4号)
 - (2)後退用地内にある建築物及び工作物の撤去についての承諾書(様式第 5 号) (後退用地等に係る事務及び費用負担)
- 第 13 条 寄附等に伴う後退用地等に係る測量、分筆及び登記に関する事務は市が行い、これらに要する費用(登記に要する費用については、所有権に関するものに限る。)は市が負担するものとする。
- 2 第8条並びに第12条第1項の規定による移転又は撤去及び設置に要する費用並びに前項の規定により市が負担する費用以外の費用は、建築主が負担するものとする。

(適用除外)

第14条 この要綱の規定は、公共事業等による事業計画がある道路に接する土地に

ついては、適用しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月7日から施行する。

	道路後退用地等事前協議書			
	つで、山口市みどりの生活通り推済			
拡幅整備要綱第4条第2項	質の規定により、後退用地等の取扱	及いにつ	ついて	劦議
します。				
		年	月	日
山口市長	様			

建築主住所

氏 名 囙

電話番号

土地所有者 住 所

氏 名

電話番号

印

敷地の地名地番 当該敷地に係る 敷地の用途地域 角 有 無 有 無 所有権以外の権利 地 長さ ※ 道路査定 幅員 後 退 用 地 等 立会日 年 月 日 m m 道路の種類 成立 不成立 及び路線名 年 月 日 後退用地等 の取扱い

考 ※ 備

現地調査 年 月 日

寄附・無償使用 可能 · 不可能

後退用地等寄附申出書									
山口市長		様	年	月	日				
		住 所 氏 名 電話番号			印				
		推進事業狭あい道路	各拡幅整備要綱に	基づき、次	の後				
	山口市に無償で [:]			/-H-	-i-v				
地名	地番	地目	寄附面積 m²	備	考				
事務処理欄									
事伤处华佩									

添付書類

土地所有者権移転登記承諾書及び印鑑証明書(法人にあっては代表者の資格証明書)

		後	退用地等	等無信	賞使	用•	整備承諾書	年	月	日
山口	市長		様							
		7=	車 築	÷	仕:	≕				
		X	臣 矢	工	氏					印
					電話	香香	号			
後退用地等 住 所										
			の所有	者						印
					電話	舌番	号			
山口市みどりの生活通り推進事業狭あい道路拡幅整備要綱第8条に基づき、次の 後退用地等を山口市が無償で使用し、及び整備することを承諾します。 建築主又は土地所有者の変更があった場合においても、この承諾書の効力を有す るものとします。										
地	名	地	番	地	目		登記面積	後退月 実測面		備考
							m²	2404	m²	
事務処理欄										

添付書類

土地使用賃借契約書及び印鑑証明書(法人にあっては代表者の資格証明書)

录式第4号(第1	(2条関係)									
後退用地の寄附についての同意書										
				年	月	日				
山口市長		様								
		住 所 氏 名 電話番号				印				
下記の土地	地を道路敷地とし	て寄附すること	に同意します	0						
		記								
不動産の表示										
所 在 及	び地番	地 目	公簿面積	(m^2)	寄附面	i積(㎡)				
				İ	İ					

後退用地内にある建築物及び工作物の撤去についての承諾書

年 月 日

山口市長様

 住 所

 氏 名

 印電話番号

私は、山口市みどりの生活通り推進事業狭あい道路拡幅整備要綱の趣旨を十分に理解し、下記土地の後退用地内にある建築物、工作物、花壇、樹木、庭石その他通行上障害となる物すべてを、建築行為を行う際必ず撤去することを承諾します。

記

- 1. 敷地の所在地
- 2. 敷地の所有者 住 所

氏 名